

かんせんじょう 感染症について

がっこう ほけんあんぜんほうおよ がっこう ほけんあんぜんほうしこうきそく ひょう かんせんじょう りかん
学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、表2にある感染症に罹患した
ばあい しゅっせきて いしゃつか こ じゅうぶん きゅうよう あた そうき ちゆ
場合は、出席停止扱いとなります。これは、お子さんに十分な休養を与え早期に治癒させ
たしや かんせん ふせ きかんちゅう けっせきあつか
るためと、他者への感染を防ぐためです。この期間中は欠席扱いにはなりません。

いし かんせんじょう しんだん ばあい むねがっこう れんらく
医師から感染症と診断された場合は、その旨学校へ連絡してください。

ちゆ しゅじい とうこう きょか しゅっせきて いしゃかいじよねがい ほごしゃ きにゅう
治癒し主治医から登校が許可されましら、「出席停止解除願」を保護者がご記入の
うえ ていしゅつ いりょうきかん しょうめい ふよう
上ご提出ください。医療機関での証明は不要です。

しゅっせきて いしゃかいじよねがい がっこう とうこうさいかい じ わた
「出席停止解除願」は、学校で登校再開時に渡します。また、ホームページからダウンロ
ードもできます。感染症の種類により用紙が違います（表1）。ご注意ください。

ひょう ねん がつじてん
表1（2020年6月時点）

けっせきりゆう 欠席理由	しゅっせきて いしゃかいじよねがい しゅるい 出席停止解除願の種類
インフルエンザ	インフルエンザ用
しんがた かんせんじょうまんえんぼうし たいいちょう 新型コロナウィルス感染症蔓延防止のための体調 ふりょう はつねつとう かげ しょうじょう 不良（発熱等の風邪症状）	新型コロナウィルス感染症用
しんがた かんせんじょう ようせいしゃ 新型コロナウィルス感染症（陽性者）	新型コロナウィルス感染症 (陽性者)用
しんがた かんせんじょうのうこうせっしょくしゃ 新型コロナウィルス感染症濃厚接触者	新型コロナウィルス感染症 濃厚接触者用
いっぽんかんせんじょう のぞ 一般感染症（インフルエンザを除く）	一般感染症用 (インフルエンザを除く)

表2

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発しが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核（潜在性結核感染症を除く）	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

第三種 その他の感染症（他にもある）	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	治癒するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (無症状病原体保有者 を 除く) 、流行性角結膜炎 、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど)	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態がよ良い
	サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が軽減
マイコプラズマ感染症		症状が改善し、全身状態が良い
溶連菌感染症		適切な抗菌薬療法開始後 24 時間以内に他への感染力は消失するため、それ以降